

# 第3回 中小企業新事業進出促進補助金 既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業へ チャレンジ！

「新しいことにチャレンジしたい」「これまでと違う分野にも広げたい」  
そんな前向きな挑戦を補助金でサポートします

対象事業の要件	中小企業等が既存事業とは異なる新たな分野へ進出する取り組みを支援する新市場への展開や高付加価値事業への挑戦を後押しし、生産性向上・企業規模の拡大・賃上げの実現を目的としています。（裏面詳細）
補助対象者	日本国内に本社および補助事業実施場所を有する以下のいずれかの事業者 ①中小企業者 ②小規模事業者 ③中小企業グループ ④資本リース会社
補助金額	裏面参照
補助率	1/2（中小企業）
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
公募期間	令和7年12月23日（火）～令和8年3月26日（木）18:00まで
補助事業実施期間	交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

## 【対象設備例】



再生機（ペレタイザー）



新工場の建設費



ソフトウェア費

●詳しくは独立行政法人中小企業基盤整備機構のHPをご参照下さい。

☞ <https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>



【本社】〒531-0071 大阪府大阪市北区中津1-18-18 若杉ビル9F

【東京営業所】〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-2-14  
天翔高田馬場ビル4F

【静岡営業所】〒425-0028 静岡県焼津市駅北1丁目8-7

【広島営業所】〒730-0045 広島県広島市中区鶴見町3-21 NCビル3F

【福岡営業所】〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町6-26  
ニューガイアオフィス博多8F

【E-mail】[info@ataris.co.jp](mailto:info@ataris.co.jp)

【HP】<https://ataris.co.jp/>

お気軽にお問合せください  
TEL: 06-6292-7313  
FAX: 06-6292-7314

TEL: 03-3528-6913

TEL: 054-637-9361

TEL: 082-573-0393

TEL: 092-231-0417



アタリス リサイクル

検索ボタン Click!

# 補助対象事業の概要

従業員数	補助金額
従業員数 20人以下	750～2500万円（3,000万円）
従業員数 21～50人	750～4000万円（5,000万円）
従業員数 51～100人	750～5,500万円（7,000万円）
従業員数 101人以上	750～7,000万円（9,000万円）

※賃上げ特例の適用による補助上限額の引き上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用

## 補助対象事業の要件詳細

### 1. 新事業進出要件

「新事業進出指針」に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること  
※新事業進出の定義は「新事業進出指針」にて定めていますので必ずご確認ください

### 2. 付加価値額要件

補助事業3～5年の事業計画期間において、付加価値額の平均成長率が4%以上増加する見込みの事業計画を策定すること

### 3. 賃上げ要件【目標値未達成の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下のいずれかの水準以上の賃上げを行うこと

- ①補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加させること
- ②補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、給与支給総額の年平均成長率を2.5%以上増加させること

### 4. 事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業所内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること

### 5. ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること

### 6. 金融機関要件

補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること

### 7. 賃上げ特例要件【要件未達の場合、補助金返還義務あり】

- ①補助事業実施期間内に、給与支給総額を年平均6.0%以上増加させること
- ②補助事業実施期間内に、事業場内最低賃金を年額50円以上引き上げること